

2023年度メディア判例回顧 価値観の変容と報道をめぐる裁判：差別・宗教・SNSに関わる事件

成原, 慧
九州大学法学研究院・法学部：准教授

<https://hdl.handle.net/2324/7218277>

出版情報：新聞研究. 865, pp.42-47, 2024-06-01. Nihon Shinbun Kyokai
バージョン：
権利関係：



2023年度メディア関係判例回顧

価値観の変容と報道をめぐる裁判 —差別・宗教・SNSに関わる事件

九州大学 法学研究院・法学部准教授 成 原 慧

本稿では、2023年1月から24年3月までのメディア・報道に関連する判例・裁判例を概観する。

差別と出版・報道

まず、同和地区の出身者らが『全国部落調査』復刻版の出版を計画し同和地区所在情報をネットに公表した出版社及び同社代表者に出版等の差し止め及び損害賠償を求めた事案を取り上げたい。東京

高裁23年6月28日判決は、憲法13条及び14条の趣旨等に鑑み、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するとし、ネット上の差別事案の増加等に鑑み同和地区的出身等であること及びこれを推知させる情報の公表は、上記の人格的な利益を侵害すると判示した。そして、①同和地区に現に住所または本籍を有する者、②過去において同和地区に住所または本籍を有していた者及び③親族が同和地区に住所または本籍を現に有しまたは過去において有していた者は、上記の人格的な利益に基づく法的救済を受けられると述べ、被告らに、原告らの上記の人格的な

利益を侵害する部分の同和地区所在情報の出版等の禁止及びウェブ情報の削除・公表禁止、原告らに対する計550万円の支払いを命じた。高裁判決は、原告らのプライバシーに基づき救済を図った原審よりも差し止めの範囲を拡大し、損害賠償額も増額した。

政治団体や政治活動家による差別的言動をめぐる報道に対する訴訟も起きている。毎日新聞社が自社のユーチューブチャンネルに投稿した動画により名誉が毀損されたとして、保守系の政治番組をネット配信しているチャンネル桜と保守系の政治団体らが損害賠償を求め提訴した。動画では、武蔵野市住民投票条例案に反対する原告やその関係者等による街宣活動が取り上げられるとともに、条例案をきっかけにヘイトスピーチが繰り返されており、排外主義的団体が次々に市内に入り条例に反対するとして活動を開いている旨のテロップが表示されていた。東京地裁24年2月28日判決は、本件動画に街宣活動を行っている主体が原告ら及びその関係者であることをうかがわせる情報はないことなどから、本件動画は、原告らがヘイトスピーチを行う排外主義的団体であるとの事実を摘示するも



なりはら・さとし=1982年生まれ。専門は情報法。東大情報学環助教、総務省情報報通信政策研究所主任研究官などを経て、2018年から現職。『表現の自由とAIで変わる法と社会』(共著)など編著書多数。

のではなく、仮に本件動画が、同旨の意見・論評を表明し原告らの社会的評価を低下させると認められる余地があつたとしても、公共性、公益目的、前提事実の真実性が認められ、違法性は阻却されるとして、請求を棄却した。

参政党の活動員であつた政治活動家が自身についての「川崎市議選候補者として在日コリアン集住地区に乗り込み、退去を迫る」という桁外れに卑劣な差別主義者」という記述を含む神奈川新聞の記事により名譽を毀損されたとして損害賠償等を求めた事案で、横浜地裁24年2月29日判決は、本件記事について市議選の候補者であつた原告に対する批判的な意見を表明したものとした上で、公共性と公益目的を認めた。そして、意見・論評の前提となつた「原告が本件市議選の候補者であつた当時、在日コリアン集住地

区に乗り込み、同人らに対し退去を迫ったこと」について、重要な部分の真実性を認めた。また、原告としては、本件記述について、多少の激しい表現を含む内容であつても、自らの政治的姿勢、言動等に関する批判として、ある程度受取すべきものといわざるを得ず、本件演説当時、ハイトスピーチが問題視される状況にあり、本件演説に批判もあり得る状況にあつたことなどからすると、本件記述が「桁違いに卑劣な差別主義者」などと、新聞という媒体の性質に照らし必ずしも適切とは言い切れないような激しい表現を含んでいたことを考慮しても、意見・論評としての域を逸脱しないと判示した。また、本件記述につき受忍限度を超えた侮辱行為に当たるとは認められないとして、名譽感情の侵害も否定した。

政治家による名譽毀損訴訟

政治家が起こす名譽毀損訴訟は、古典的な訴訟であるが、今日では報道機関等によるインターネット上の情報発信や取材のあり方が問われる事件も増えている。産経新聞に作家の門田隆将氏が寄稿した記事により名譽を毀損されたとして、追

小西洋之・杉尾秀哉両参議院議員が、産経新聞及び門田氏に損害賠償等を求めた事案では、東京地裁22年11月9日判決が、本件記事は原告らが財務省(近畿財務局)職員が自殺した日の前日にその職員に対して集団的に批判し問責した事実及びそのことがその職員の自殺の要因の一つとなつた事実を摘示すると判示して、名譽毀損の成立を認め、被告らに、各原告に對し連帶して110万円の支払いを命じていた。東京高裁23年4月12日判決も原審の判断を支持して、控訴及び付帯控訴を棄却した。なお、控訴審で議員側は、地裁判決の日に門田氏がツイッター(現X)に本件記事の画像を投稿したことにより名譽が毀損されたとして請求を追加したが、東京高裁は、産経ニュースのサイトに本件記事と同内容の記事がすでに掲載されていたこと、本件投稿は東京地裁が議員らの訴えを認めた旨の判決内容も記載していたことなどから、議員らの社会的評価は低下していないとして、追加請求を棄却した。

朝日新聞社が、参議院議員選挙への立候補を予定していた猪瀬直樹氏が、街頭演説会で同選挙に立候補予定の女性の応援演説をした際に、女性の体に複数回触れた記事により名譽を毀損されたとして、

れたことに批判がわき起こっているとした上で、政治学者の「映像では、胸に触れていたように見えました。間違いなくセクハラではないでしょうか」とのコメントなどを含む記事を同社のサイトに掲載したところ、猪瀬氏が名譽を毀損されたとして朝日と政治学者を提訴した。東京地裁 23年12月15日判決は、本件記事について、原告が意図的に女性の胸に触れたとの事実を摘示するとともに、この事実を前提に原告の上記行為がセクハラであるとの意見・論評を表明したものであり、原告の社会的評価を低下させると認定した。その上で、本件摘示事実及び本件論評の前提事実の真実性を認め、請求を棄却した。なお、被害者とされる女性候補自身がセクハラはなかつたと述べているにもかかわらず、セクハラがあつたと報じることが許されるべきではないとの原告の主張について、東京地裁は、公衆の面前でいきなり胸を触られることは、女性の意に反するのが通常であり、事後に触られた女性が気にしていないなどと述べているとしても、相手方との関係などを慮つて大事にしないために述べることは十分あり得るとした。その上で、実際に女性候補がどのように受け

止めていたかどうかにかかわらず、原告の行動をもつてセクハラであると評することが根拠を欠くとは言い難く、また、本件記事は、女性候補のツイートを引用して、本人がセクハラとは受け止めていないことも紹介しており、意見・論評が公平さに欠けるともいえないとした。

旧統一教会等による名譽毀損訴訟

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）への解散請求などが注目を集め、教団をめぐる問題を扱った報道機関が教団から訴えられる事案も目立つた。

読売テレビの「情報ライブ ミヤネ屋」においてコメンテーターを務める本村健太郎弁護士が、01年の札幌地裁判決において、旧統一教会の「布教活動自体が違法である」と判断されたものと理解可能であるとして、本件発言の意見・論評の前提事実の重要な部分は真実であると認められるなどとして、請求を棄却した。「ミヤネ屋」をめぐっては、紀藤正樹弁護士の発言についても、旧統一教会が損害賠償等を求める提訴している。東京地裁 24年3月13日判決は、本件発言について、原告やその分派に共通の体質として「お金集めのためには何でもするっていう発想」があり、こうした体質がさまざまな問題を生じさせているとの論評をし、それを象徴するものとして、信者に売春をさせたという事例を紹介したものと認定した。その上で、当時、社会的に大きな関心を集めて

多数の報道、首相・与党幹事長の各発言、本件発言をするに至った経緯や本件発言の内容を踏まえ、本件発言について、裁判所の判断として原告の布教活動が違法であると認定されていることを前提事実として、最終的には政府が宗教法人法に基づき解散命令を出すというところまでやるくらいの意気込みで原告に係る問題に取り組まなければならぬという意見・論評を述べたものと認定した。そして、本村氏が引いた01年の札幌地裁判決では、原告の布教活動自体が違法であると判断されたものと理解可能であるとして、本件発言の意見・論評の前提事実の重要な部分は真実であると認められるなどとして、請求を棄却した。「ミヤネ屋」をめぐっては、紀藤正樹弁護士の発言についても、旧統一教会が損害賠償等を求める提訴している。東京地裁 24年3月13日判決は、本件発言について、原告やその分派に共通の体質として「お金集めのためには何でもするっていう発想」があり、こうした体質がさまざまな問題を生じさせているとの論評をし、それを象徴するものとして、信者に売春をさせたという事例を紹介したものと認定した。その上で、当時、社会的に大きな関心を集めて

いた旧統一教会や韓国の分派教団を特集した番組で原告を含む本件各宗教団体の組織的体質を批判的に表現したとして、本件発言の公共性と公益目的を認めた。

そして、前者の論評部分については、原告に対して不法行為に基づく損害賠償を命じた多数の裁判例や紀藤氏の活動で得られた経験を前提としたものであり、前提事実の真実性に欠けることなく、信者に売春をさせたという事実の摘示部分についても、真実相当性を認め、請求を棄却した。

日本テレビの「スッキリ」においてジャーナリストの有田芳生氏が、旧統一教会について「やはりもう、靈感商法をやつてきた反社会的集団だつてのは警察庁も、もう認めているわけですから」と発言したことについて、旧統一教会が名誉毀損に当たるとして日テレと有田氏に損害賠償を求め提訴した。東京地裁24年3月12日判決は、本件発言は、有田氏が国會議員は今後原告と一切関係を持たないことを断言すべきである旨述べた回答の一部分にすぎず、本件発言に要した時間はわずか8秒程度で、有田氏が本件発言を殊更に強調したわけでもなく、本件発言についての字幕は表示されていないこ

となどから、本件発言は、有田氏の意見の一部として発せられたとの印象を与えるにとどまり、警察庁が原告は靈感商法をやつてきた反社会的集団であると認定している事実が存在するとの印象を与えるものとはいえないとして、名誉毀損の成立を否定した。

一方、宗教団体による訴訟でも、週刊文春のインタビュー記事により名誉を毀損されたとして、幸福の科学が文藝春秋とインタビューを受けた教団の教祖の長男に損害賠償等を求めた事案で、東京地裁23年5月24日判決は、教祖による長男の結婚や教育方針に関する言動についての記事は、教祖のみならず教団の社会的評価も低下させるとして、原告に対する名譽毀損の成立を認めた上で、真実性及び相当性を否定した。また、教祖の長男は、インタビューを受けるとともに、記事の出版前に原稿を読み記事の内容を確認していることから、本件記事の内容を認識し、雑誌に掲載されることを承諾していたと認められるとして、長男による報道機関としてはそのように想定した上で裏付け取材をすることが期待されるなどと述べ、選択の記事について真実性及び真実相当性を否定して、選択出版に日経に対し220万円の支払いを命じた。

東京高裁23年6月14日判決も、原審の判

の判断を支持し控訴を棄却。

他の名誉毀損・肖像権侵害訴訟

雑誌『選択』の記事及びウェブ記事で「『広告・協賛金』狙いで歪む報道 日経新聞『脱炭素商売』の無節操」という見出しの下に日経の記事が「誤報」であるなどと報じられたことにより、名誉を毀損されたとして、日経が選択出版に損害賠償等を求め提訴した。東京地裁23年1月17日判決は、選択の記事が日経の社会的評価を低下させると認めた上で、選択出版においても、政府内で石炭火力の輸出支援のあり方について異なる受け止め方があつたことなどを認識していた状況を踏まえると、日経の記事を否定する旨の官房長官や経済産業相の発言があつたとしても、そうした発言は政府内での調整が未了段階でなされた暫定的なものではないかと想定することは容易であり、報道機関としてはそのように想定した上で裏付け取材をすることが期待されるなどと述べ、選択の記事について真実性及び真実相当性を否定して、選択出版に日

断を支持し控訴を棄却。

外食産業を展開するコロワイドが、会計評論家が執筆しウェブサイト・ディリ新潮に掲載された記事により名誉を毀損されたとして、会計評論家及び新潮社に損害賠償と記事の削除等を求めた事案で、東京地裁23年8月9日判決は、本件記事について、原告グループが、令和2年3月期末において最低427億円の連結債務超過状態にあるとの評価などを示すものであり、原告の社会的評価を低下させると認めた。そして、当該評価の前提となる、企業会計において、のれんは超過収益力が認められる場合に限り資産計上が認められるところ、のれんの超過収益力は、日本の上場企業ROE平均8%を超える収益力の有無によって判断されるとの事実について真実性及び相当性を否定した。本件記事は、原告の会計処理が資産性を認められないのれんに資産性を認める不当なものであり、また、原告が自身の会計処理を問題とする監査法人を交代させるような不公正な行動をする企業であるとの印象も与えたとした上で、摘示事実の真実性を認めず、被告会計評論家が本件記事の執筆に当たり原告等に対する取材を一切していなかつたことを

となどから真実相当性も否定した。そして、被告らに、原告に対し連帯して440万円の支払いを命じるとともに、本件記事の削除を命じた。

不動産業経営者が、TBSテレビの放送により名誉を毀損されるとともに、取材時の念書に反して原告の容貌が放送されたことなどにより、肖像権が侵害されたとして、損害賠償を求め提訴した。東京地裁23年3月24日判決は、TBSが、放送に当たり原告の顔を出さない旨の念書に反して、原告の容貌が撮影された取材映像を放送したことにより、自己の容貌を撮影された写真や映像等をみだりに公表されない原告の人格的利益を侵害するとともに、原告が詐欺未遂事件の犯人であり、それにもかかわらず、取材時においては事件への関与を否定する虚偽の回答をしていた事実を摘示して原告の名誉を毀損したと判示した。その上で、裏付け取材をすることなく、捜査関係者から提供された非公式な情報や、原告が逮捕されたという事実のみでは、原告が犯人であると信じるにつき相当の理由があつたとは認められないとして、TBSに對し原告へ550万円の賠償を支払うよう命じた。

インターネットに関する訴訟

芸能人が、ヤフーニュースに掲載された東京スポーツの記事により名誉を毀損されたとして、東京スポーツ及びヤフーに損害賠償を求めた事案で、東京地裁23年3月29日判決は、本件記事について、不法行為の成立を認め、東京スポーツに損害賠償を命じた一方で、ヤフーは、プロバイダ責任制限法3条1項を適用し、同社の損害賠償責任を認めなかつた。ヤフーニュースではコメント欄に他人を誹謗中傷する投稿が行われることも問題とされてきた。元会社役員が、自らが無罪判決を受けた刑事裁判に関するヤフーニュース配信記事に付されたコメントにより名誉感情が侵害されたなどとして、投稿者に損害賠償を求めた事案。名古屋地裁23年3月30日判決は、本件コメントは原告を揶揄し侮辱するものであるとして、名誉感情侵害による不法行為の成立を認めるとともに、原告が投稿者を特定するための発信者情報開示手続きに要した弁護士費用55万円も不法行為と相

当因果関係を有する損害として認め、投稿者に計93万5千円の支払いを命じた。

社会活動家の仁藤夢乃氏が、安倍晋三

元首相射殺事件後の自らのツイートを引用したデイリースポーツのウェブ記事により名誉を毀損され、著作権及び名誉声望保持権が侵害されたとして損害賠償を求め提訴した。本件記事の見出しには、仁藤氏が「射殺された安倍氏は『自業自得』と主張」したとの文言が含まれていた。東京地裁24年1月24日判決は、本件見出しは、原告が、射殺事件について、人の命を奪った犯人ではなく被害者自らが行つた悪行の結果であると述べたとの事実を摘示しており、原告の社会的評価を低下させると認めた。その上で、原告のツイートの内容を検討しても、原告がそのように述べたことが真実であるとは認められないなどとして、違法性阻却を否定した。また、本件記事による原告のツイートの全文引用は、時事の事件の報道のための利用（著作権法41条）に当たるとして、著作権侵害を否定する一方で、それを引用した本件記事と本件見出しを配信することにより、著作者である原告の社会的評価を低下させたとして、名譽声望保持権（同法113条11項）侵害を

認め、計22万円の支払いを命じた。

著作権と芸術助成

日経が、つくばエクスプレスを運営する首都圏新都市鉄道により日経の記事データを社内ネットにアップされ従業員から閲覧できる状態に置かれたことにより著作権が侵害されたとして損害賠償を求めた事案。知財高裁23年6月8日判決は、記事の著作物性を認め、被告による著作権侵害を認めた上で、記事1件当たり5千円の損害を認め、弁護士費用と合わせて計696万円の支払いを命じた。

映画「宮本から君へ」が独立行政法人日本芸術文化振興会から助成の内定を受けていたところ、出演者が薬物犯罪で有罪判決を受けたため、振興会が公益性の観点から適当でないとして助成金を交付しなかつた処分について、最高裁23年11月17日判決は、表現の自由が萎縮しないよう、公益を理由に芸術助成の交付拒否が認められる範囲を限定した上で、本件映画に助成しても「国は薬物犯罪に寛容である」との誤ったメッセージを発したことを受け取られるとは認め難いなどとして、本件処分は違法だと判示した。

メディア関係の出版を助成します

新聞通信調査会は、毎年、公益事業としてメディアに関する論文・論説・報告の出版を助成する事業を実施しています。筆者の経済的な負担なしで最大1000部程度を発行し、全国の大学や公立図書館などに寄贈し、筆者にも50部提供します。2024年度の募集要項の概要は以下の通りです。詳しくは弊財団ホームページをご覧ください。



<https://www.chosakai.gr.jp/project/hojo/>



新聞通信調査会とは

新聞、通信社事業の発展に寄与することを目的とした事業を実施している公益財団法人です。メディアに関するシンポジウム、講演会、写真展、世論調査、月刊『メディア展望』発行、メディア関係書籍発行、国際報道部門で優れた業績を残した記者を表彰する「ボーン・上田記念国際記者賞」授与などが主な事業です。

- ◇対象作品▶ メディアに関する未発表の論文・論説で、原則としてすでに完成されたものに限ります。
- ◇募集期間▶ 2024年4月1日～7月31日
- ◇応募作品の中から弊財団が審査で1、2点を選び助成対象とします。
- ◇問い合わせ先▶ 公益財団法人 新聞通信調査会
電話 03-3593-1084
e-mail chosakai@helen.ocn.ne.jp
HP URL <https://www.chosakai.gr.jp>